

職高発 0421 第 1 号

職障発 0421 第 1 号

令和 5 年 4 月 21 日

一般社団法人

日本経済団体連合会 御中

厚生労働省職業安定局

高齢者雇用対策課長



障害者雇用対策課長



高齢者雇用状況等報告及び障害者雇用状況報告に係るオンライン利用率の
引上げに向けたご協力をお願い(要請)

平素より、高齢者雇用対策及び障害者雇用対策の推進について多大なご理解と
ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 52
条第 1 項及び障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第
43 条第 7 項に基づき、事業主は、毎年、6 月 1 日現在の雇用状況等を、管轄の公
共職業安定所を経由して厚生労働大臣に報告しなければならないとされており、
毎年、10 万以上の企業等からご協力をいただいています。

他方、「経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）」
において、行政手続のオンライン利用率を大胆に引き上げるとされており、また、
「規制改革実施計画（令和 3 年 6 月 18 日 閣議決定）」において、各府省は、年
間 10 万件以上の手続を含む事業の全てについてオンライン利用率を引き上げ
る目標を設定した取組を行うこととされています。これを受け、厚生労働省は、
該当する事業について「オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和 3 年 10

月 22 日策定。以下「基本計画」という。))」を策定し、当該基本計画に従い、オンライン利用率の引上げのための取組を進めているところです。

高齢者雇用状況等報告及び障害者雇用状況報告（以下「報告」という。）に係るオンライン申請には、ハローワークへの来所が不要となり、24 時間手続きが出来るなどのメリットがあります。つきましては、事業主の皆様にはオンライン申請のメリット等をご理解頂き、特に下記の 2 点について、貴団体会員企業に対する周知にご協力をお願いします。

記

1 令和 5 年報告に係る e-Gov 電子申請による提出の周知について

報告にあたっては、デジタル庁の e-Gov 電子申請システムにより、報告書をインターネットで提出していただくことが可能です。e-Gov 電子申請による提出には、ハローワークの開庁時間に関わらず、24 時間手続きが出来るなど、来所による提出にはないメリットがあります。貴団体におかれても、全国の会員企業者への e-Gov 電子申請の周知について特段のご配慮をお願いします。

2 令和 5 年報告の電子申請より電子署名または G ビズ I D が必要となることの事前周知について

別添のとおり、令和 5 年報告より、ユーザ I D・パスワードを活用した電子申請から、電子署名（有料）または G ビズ I D を活用した電子申請に切り替わります。G ビズ I D を取得するには、事前に G ビズ I D のホームページより申請する必要がありますので、6 月から始まる令和 5 年報告に先駆けて、貴団体におかれても、全国の会員企業者への事前周知について特段のご配慮をお願いします。



令和5年より 電子申請の方法が変わります

高年齢者雇用状況等報告および障害者雇用状況報告の電子申請にて
電子署名(※)または**GビズID**が必要となります！

※ GビズIDを利用せずe-Govアカウントを使用して電子申請する場合、別途電子署名(有料)が必要となります。電子署名については以下e-Govホームページをご確認ください。

【e-Govホームページ(電子申請のご案内)】 <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/certificate/>

GビズIDとは？

- 1つのID・パスワードで複数の行政サービスを利用することができる法人・個人事業主向け共通認証システムであり、プライム、メンバー、エントリーの3種類のアカウントがあります。

GビズIDの種類

gBizIDプライム	会社代表者または 個人事業主	書類審査必要	電子署名不要	発行審査期間 2週間程度
gBizIDメンバー	gBizIDプライム 取得組織の従業員	書類審査不要	電子署名不要	即時発行可能
gBizIDエントリー	事業をしている方なら だれでも可能	書類審査不要	電子署名必要 (有料)	即時発行可能

※ 発行手続きには、GビズIDの種類によって、メールアドレス（アカウントID）、端末操作、プリンター、印鑑証明書と登録申請書、スマートフォン又は携帯電話など、必要なものに違いがあります。

ID申請・取得手続き詳細は、
デジタル庁の「gBizIDヘルプデスク」へご確認ください。

【gBizIDホームページ】 <https://gbiz-id.go.jp/top/>

【お問い合わせ先】 gBizIDヘルプデスク：0570-023-797
受付時間：9:00～17:00 ※土・日・祝日、年末年始を除く



電子申請の手順

高年齢者雇用状況等報告・障害者雇用状況報告



Step 1

厚生労働省のホームページからアクセスしてください。

「テーマ別に探す」>「雇用・労働」>「雇用」トピック一覧>「高年齢者雇用状況等報告・障害者雇用状況報告の提出について」の順にクリックします。下記リンクからもアクセスできます。

『高年齢者雇用状況等報告・障害者雇用状況報告の提出について』
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/index_00001.html



Step 2

上記ページの「**電子申請の方法**」メニューにおいて、e-Gov電子申請による「高年齢者雇用状況等報告」及び「障害者雇用状況報告」の申請方法等についてご案内しています。

- ・「電子申請の方法（高年齢者）」>「高年齢者雇用状況等報告の申請手続きへ」
 - ・「電子申請の方法（障害者）」>「障害者雇用状況等報告の申請手続きへ」
- の順にそれぞれクリックすると、e-Gov電子申請にアクセスできます。

電子申請にあたっての留意事項



障害者雇用状況報告について

- ・入力においては、必ず令和5年6月1日以降にe-Govホームページからダウンロードした様式（マイクロソフトエクセル）をご利用ください。
- ・提出は、マイクロソフトエクセルに限ります。（PDFでの提出は不可）
- ・事業主控えとして、必ずデータを保存した後にご提出ください。

電子申請の方法・端末の設定の詳細は、
デジタル庁の「e-Gov利用者サポートデスク」へご確認ください。

【e-Gov電子申請ホームページ】 <https://shinsei.e-gov.go.jp/>

【お問い合わせ先】 e-Gov利用者サポートデスク：050-3786-2225
6・7月受付時間：（平日）9:00～19:00（土・日・祝）9:00～17:00

